

今月のトピックス

令和2年1月

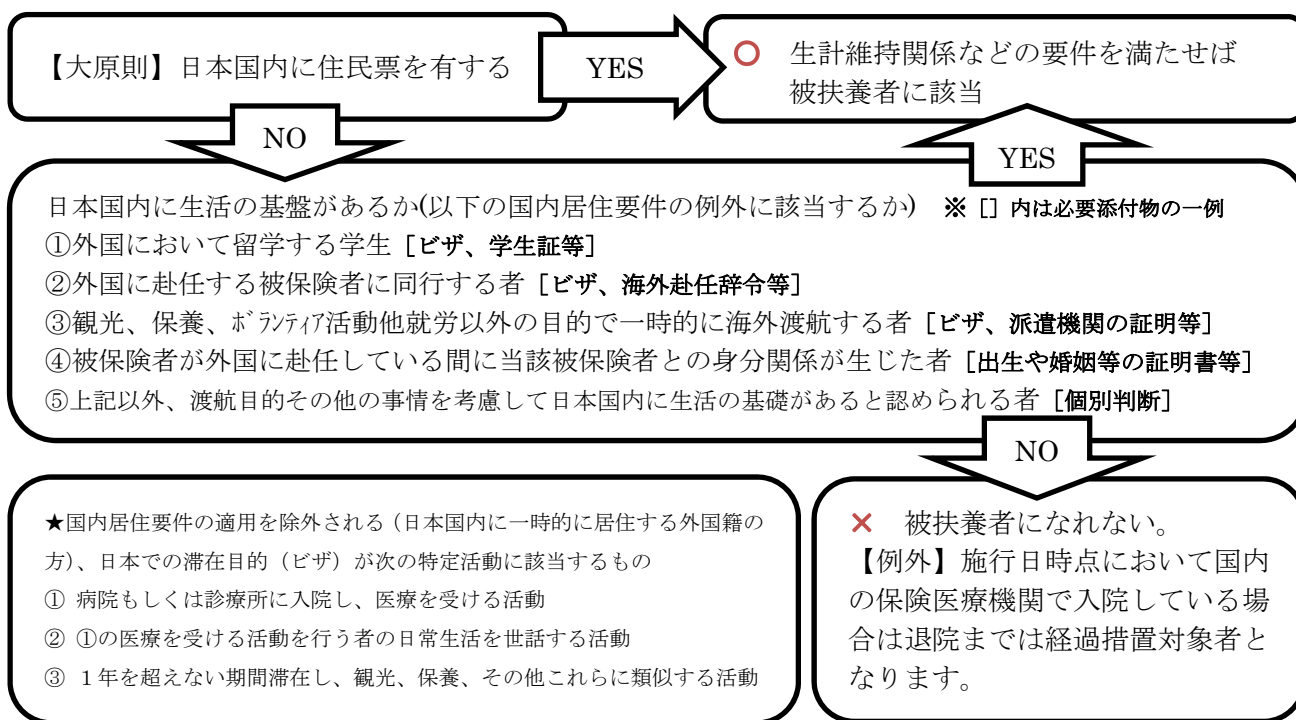
顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL <http://www.slmo.co.jp/>

《被扶養者の国内居住要件等について》

令和2年4月1日から、健康保険法の一部改正が施行されます。これにより健康保険の被扶養者および国民年金第三号被保険者の要件が一部例外を除き国内居住者に限定されることとなりました。海外在住者の内、現時点で被扶養者と認定されている方も4月1日より一度被扶養者から解除されます。

なお、協会けんぽの場合、令和2年2月に海外在住者のリストが事業所に届きますので、リスト掲載者に対し被扶養者異動届〔削除・再認定〕の提出が必要になります。特に再認定を受ける場合は下記の添付物が必要になりますのでお早めにご準備をお願いいたします。組合の場合、組合の案内をご確認下さい。



《「雇用保険適用窓口」の受付時間に変更になります》

政府では、行政手続きコスト削減のため、電子申請の利用促進を図っており、実際に電子申請率は上昇しています。そのため、ハローワークにおいても令和2年1月より雇用保険適用窓口の受付を16時までとし、16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うことになりました。

そのため、16時以降に申請・届出書類をお持ちいただいても即時処理がされなくなりますので、雇用保険適用窓口に行かれる際は、お時間にお気を付けください。

上記につきまして、ご不明点・ご質問等ございましたらお気軽にご連絡ください。